

議題 2

議案第 17 号

平成 27 年 3 月 26 日提出

市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

1 補助執行を受ける事務

市立幼稚園に係る利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関する事務

2 承諾する理由

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、当該制度の実施主体である市町村においては、新たに、利用施設の認定事務のほか、公立・私立の保育園・幼稚園等の利用者負担額を算定し、これを保護者に通知する事務が生じる。

現在、市立幼稚園授業料等の税外収入金の賦課徴収事務については、補助執行により、教育委員会事務局の職員が行っているところであり、今回協議があった事務についても、賦課徴収事務と一体のものであることから、これを承諾しようとするものである。

3 実施期日

平成 27 年 4 月 1 日

<参考>

地方自治法第 180 条の 2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

広 人 人 第 3 6 2 号

平成 2 7 年 3 月 2 3 日

広島市教育委員会 様

広島市長 松 井 一 實

(企画総務局人事部人事課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（協議）

市長の権限に属する事務のうち、下記の事務について平成 2 7 年 4 月 1 日から貴委員会の職員に補助執行させることとしたいので、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

市立幼稚園に係る利用者負担額の算定及び当該利用者負担額に関する事項の通知に関する事務